

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な環境問題としての認識が広まり、「3R」や「循環型社会」といった言葉も広く浸透するようになりました。また、ごみ問題は地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題と複雑に関連していることから、国により脱炭素社会や自然共生社会の実現に向けた取組との統合、さらに地域循環共生圏の形成が推進されています。

特に近年、気候変動対策や持続可能な資源利用の重要性が世界的に高まる中で、国においても、「循環型社会形成推進基本法」や「廃棄物処理法」に基づき、廃棄物の発生抑制、資源循環の促進、環境負荷の低減等に向けたさまざまな施策が進められています。

とりわけ、令和元年に施行された「食品ロス削減推進法」や令和4年に施行された「プラスチック資源循環法」等、新たな法制度の整備が進む中で、自治体における廃棄物処理の在り方も大きな転換期を迎えています。

埼玉県（以下「県」という。）では、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」（令和3年度～令和7年度）に基づき、ごみの発生抑制や再資源化の推進、広域的な処理体制の構築、地域における循環型社会の形成を基本目標として掲げ、県内市町村との連携のもと、各種施策の推進に取り組んでいます。当該計画では、特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」をはじめ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくこととしています。

こうした国や県の動向を踏まえ、坂戸市（以下「本市」という。）においても、廃棄物処理法の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する総合的な計画として、計画期間を10年間とする基本計画を策定しています。

本計画は、「第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕（令和3年3月策定）」の計画期間が終了することに併せ、廃棄物処理を取り巻く社会や経済情勢が大きく変化していること、また、脱炭素社会の実現や循環型社会の確立を推進する必要があることを踏まえ、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする「第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画」を、食品ロス削減推進計画を含めた一体的な計画として策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるとともに、「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠して策定します。策定にあたっては、廃棄物処理法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画、環境基本計画、その他の関連計画との整合性を図ります。

また、食品ロス削減推進法第13条第1項に規定される「食品ロス削減推進計画」を包含する形で策定し、食品ロスのさらなる削減に向けた取組を推進します。

計画の位置付けを図1-1に示します。

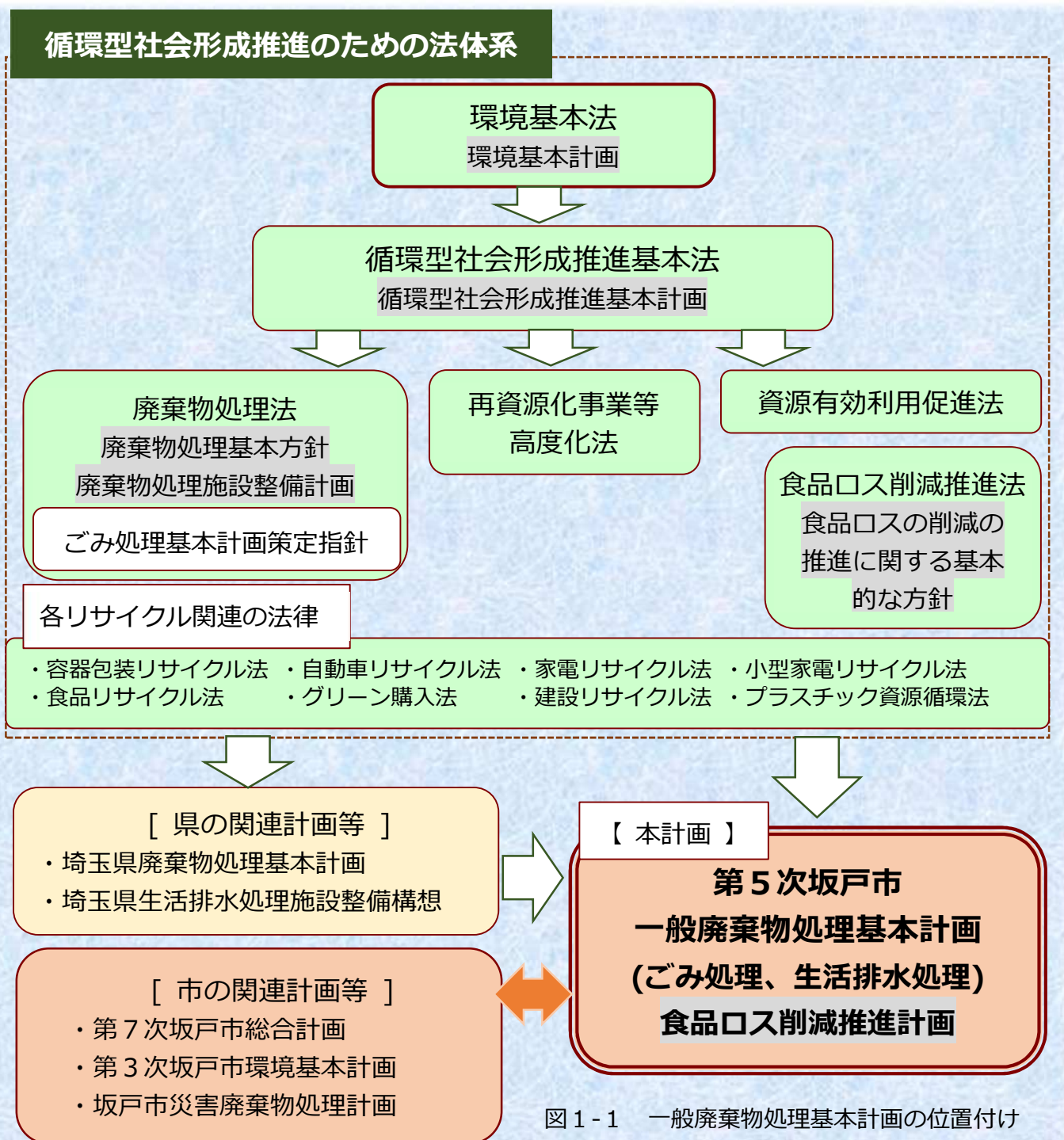


図1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第3節 計画とSDGs

1 SDGsとは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGsは、17のゴール（目標）と169のターゲット（標的）で構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を誓っています。また、SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身も取り組むべきユニバーサル（普遍的）な目標であり、日本も積極的に取り組んでいます。

SDGsの採択を受けて、平成28年12月には、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」が策定されました。この指針では、国際協力の取組を一層加速するとともに、国内における経済・社会・環境の各分野の課題、さらにはこれらを横断する課題についても、国内問題として取組を強化する必要性が示されています。

この実施方針に基づき、平成29年12月には、「SDGsアクションプラン2018」が策定され、その後2023年まで毎年アクションプランが策定されています。2022年の同プランからは、「2030アジェンダ」に掲げられている5つのP（People[人間]、Prosperity[繁栄]、Planet[地球]、Peace[平和]、Partnership[パートナーシップ（協力関係）]）を柱とし、プランが実現した姿の特徴が示されています。

2 本計画のSDGs

本計画では、施策ごとに関連するSDGsの17のゴールのアイコンを掲載することで、各施策とSDGsの関連性を明示し、施策の推進を通じて、SDGsが掲げる理念や目標の実現を目指します。

ごみに関係するSDGsの取組を推進していく上では、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取組が一層重要と考えられています。



図1-2 SDGsの17のゴール（目標）

17のゴールのうち、廃棄物に関連するゴールの中から、特に本計画に関連の強い5つのゴールの詳細を以下に示します。



ゴール11「住み続けられるまちづくりを」は「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」のテーマのもと、ごみに関連する以下のターゲットが定められています。

- 令和12年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人あたりの環境上の悪影響を軽減する。



ゴール12「つくる責任 つかう責任」は「持続可能な生産消費形態を確保する」のテーマのもと、食品ロスや廃棄物の削減に関して以下のターゲットが定められています。

- 令和12年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 令和2年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 令和12年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



ゴール13「気候変動に具体的な対策を」は温室効果ガスの排出を原因とする地球温暖化現象が招く世界各地での気候変動やその影響を軽減することが目標です。これを実際に実現するためのターゲットと実行手段を定め、以下のように取り組んでいます。

- 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
- 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
- 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、令和2年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。



ゴール14「海の豊かさを守ろう」は「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」のテーマのもと、海洋プラスチックごみ問題への対応に関する以下のターゲットが定められています。

- 令和7年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。



ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」は「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」のテーマのもと、19個のターゲットが定められています。そのうち、本計画に関連するターゲットを以下に示します。

- 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

第4節 計画対象地域

本計画における計画対象地域は、本市全域とします。

第5節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とし、10年後の令和17年度を計画目標年度とします。また、令和12年度に中間目標年度を設定し、計画の進行管理を行うこととしますが、計画期間中に計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合等には、必要に応じて見直します。

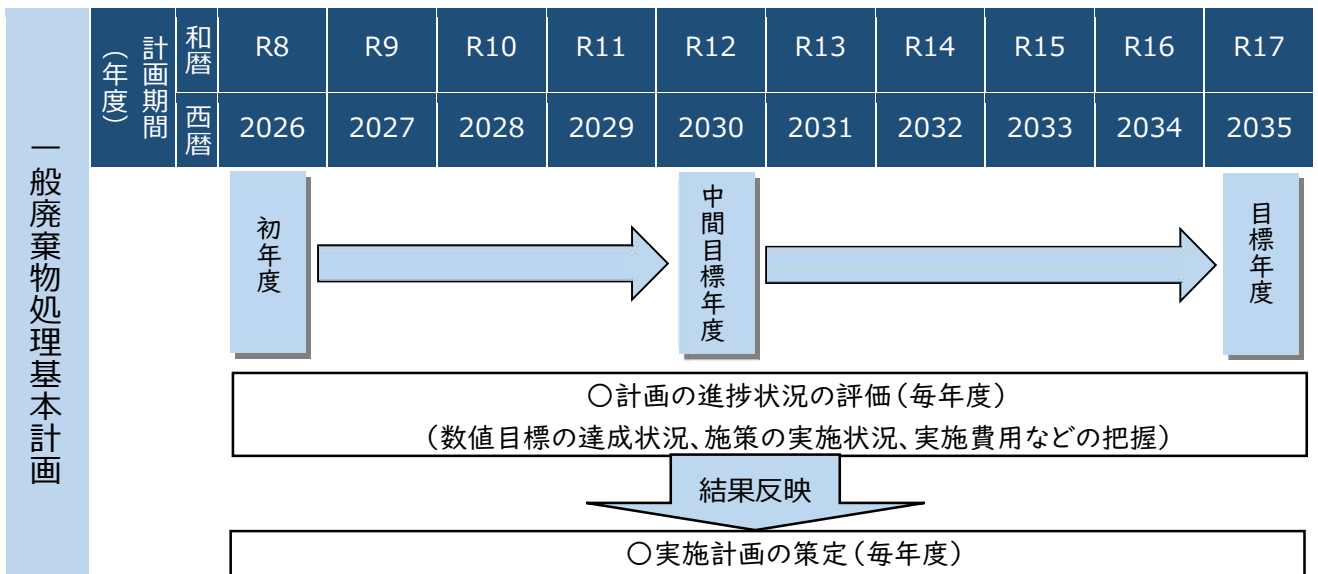


図1-3 計画の期間

第6節 対象廃棄物の範囲

本計画の廃棄物の範囲は市域内の一般廃棄物とします。なお、計画内における生活系ごみは家庭から生じるもの全体を指し、家庭系ごみはその内資源物を除いたものとします。

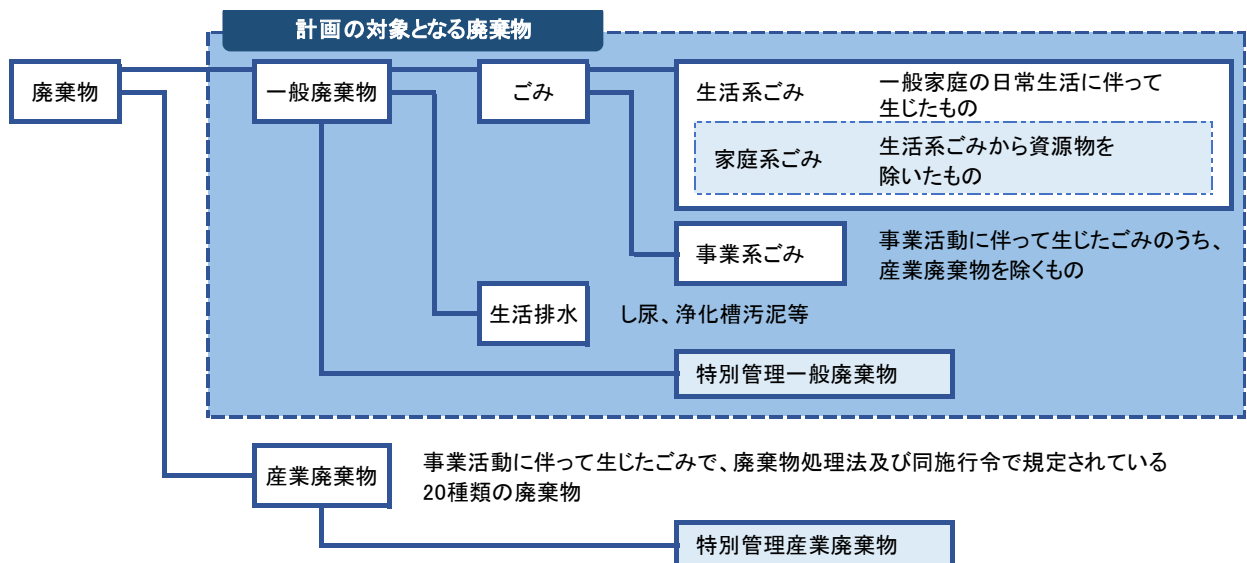


図1-4 計画の対象廃棄物の範囲

第7節 一般廃棄物を取り巻く国及び県の動向（関係法令含む）

1 一般廃棄物（ごみ）を取り巻く国の動向

（1）第五次循環型社会形成推進基本計画

国は、環境の保全に関する基本理念を制定した環境基本法に基づき、環境基本計画を策定しています。循環型社会形成推進基本法に基づき、環境基本計画を基本として、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定する循環型社会形成推進基本計画は、令和6年8月2日に閣議決定されており、以下に示す5つの重要な方向性を掲げています。

- ① 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ② 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

（2）廃棄物処理法による基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この基本方針では、循環型社会への転換を一層進めるため、可能な限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止をはじめ、環境への負荷の低減に配慮しながら、再使用、再資源化、熱回収の順に、できる限り循環的な利用を図ることが示されています。国が示した数値目標の指標を表1-1に示します。

表1-1 国の一般廃棄物の減量化取組指標

項目	目標
排出量（一般廃棄物）	約9%削減（令和4年度比、目標年度：令和12年度）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g/人・日（目標年度：令和12年度）
出口側の循環利用率 [※]	約26%（目標年度：令和12年度）
1人1日当たりごみ焼却量（追加）	約580g（目標年度：令和12年度）
最終処分量（一般廃棄物）	約5%削減（令和4年度比、目標年度：令和12年度）

出典）「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更について（令和7年2月、環境省）

※「出口側の循環利用率」
 廃棄物等として発生した量のうち、資源として再び利用（循環利用）される量の割合
 「入口側の循環利用率」（参考）
 モノを生産する際に投入する資源のうち、循環利用された資源が占める割合

(3) プラスチック資源循環戦略

世界的に大きな問題として指摘されている、プラスチック資源の有効利用、海洋プラスチックごみ問題、アジア諸国の輸入制限への対応等への課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方向性を示すものとして、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

本戦略においては、循環型社会形成推進基本法の基本原則（3Rの優先順位^{※1}や適正な処分の確保）を踏まえ、基本的な方向性を「3R+Renewable^{※2}」とし、下記のような対応を図っていくことが示されています。

- 1 ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らす (Reduce)
- 2 より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替える (Renewable)
- 3 できる限り長期間、プラスチック製品を使用する (Reuse)
- 4 使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（リサイクルによる再生利用、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を含む）を図る (Recycle)

プラスチック資源のリデュースを具体的に進める施策の一つとして、令和2年7月1日から「レジ袋の有料化」が義務付けられました。この有料化を契機に、消費者のライフスタイルの転換を促し、プラスチック資源全般に対する国民の関心が高まることが期待されています。

さらに、令和3年6月には「プラスチック資源循環法」が成立しました。この法律は、プラスチック廃棄物に関する3Rの推進、海洋ごみ問題への対応、廃プラスチックの一括回収などを通じた循環利用の推進を基本原則としており、これらの課題に対する徹底した取組が求められています。

各主体に求められることとして、事業者は分別排出、排出抑制、再資源化等、製造・販売事業者は製品等の自主回収及び再資源化等、消費者は分別排出や排出抑制、市町村は分別収集や再商品化事業者との連携が挙げられます。

※1 「3Rの優先順位」

優先順位は「Reduce(廃棄物の発生や資源の消費自体を減らす)」、「Reuse(廃棄物にせず繰り返し使う)」、「Recycle(廃棄物のうち利用可能なものを原材料として利用する)」

※2 「3R+Renewable」

「Reduce」、「Reuse」、「Recycle」の頭文字を取った3つのRに、「Renewable(石油由来ではなく、植物由来などの再生可能な資源に切り替えること)」を追加したもの。



出典) 環境省ホームページ

(4) 食品ロス削減の推進に関する動向

我が国においては、まだ食べられる食品が、生産・製造・販売・消費など各段階で日常的に廃棄されており、大量の食品ロス[※]が発生しています。世界には栄養不足に苦しむ人々が多数存在する中で、とりわけ多くの食料を輸入に依存している我が国としては、真摯に取り組むべき重要な課題です。

こうした状況を受けて、「食品ロス削減推進法」が、令和元年5月31日に公布され、同年10月1日に施行されました。同法第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和2年3月31日に閣議決定され、2000年度比で2030年度までに家庭系、事業系ともに食品ロス50%減を目標としています。

また、令和7年3月25日に閣議決定された「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、事業系食品ロスが目標達成したことから、新たに60%減の目標を設定しています。

さらに、令和6年12月に取りまとめられた「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」では、消費者および事業者を対象に、食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生上の留意事項が示されています。このガイドラインの策定により、店舗で飲食し食べ残した食品の持ち帰りを推進し、食品ロスの削減を図ることを目的としています。

※「食品ロス」

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。例えば、家庭で食べきれずに余った食べ物やスーパーやコンビニで売れ残って賞味期限が過ぎた商品、飲食店で出されたけれど、食べ残された料理等、これらは本来なら「食べることができたのに」捨てられてしまう食品で、これが「食品ロス」と呼ばれます。



出典) 消費者庁ホームページ



出典) 消費者庁ホームページ

一般廃棄物を取り巻く国の動向や計画を表1-2に示します。

表1-2 国の動向

年 月	関連する計画など
平成13年5月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の策定
平成15年3月	「循環型社会形成推進基本計画」の策定
平成17年4月	「循環型社会形成推進交付金制度」の導入
平成17年5月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正
平成20年3月	「第二次循環型社会形成推進基本計画」の策定
平成22年12月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正
平成25年5月	「第三次循環型社会形成推進基本計画」の策定
平成28年1月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正
平成30年6月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定
令和元年5月	「プラスチック資源循環戦略」の策定
令和2年3月	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の策定
令和3年6月	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の公布
令和6年5月	「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」の公布
令和6年8月	「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定
令和6年12月	「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」の策定
令和7年2月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正
令和7年3月	「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の策定

2 一般廃棄物(ごみ)を取り巻く県の動向

埼玉県では、持続可能な循環型社会の形成に向けた廃棄物処理の取組をさらに推進して行くため、令和7年度を目標年度とする第9次埼玉県廃棄物処理基本計画を定めています。当該計画は各主体が連携して廃棄物を再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用のできないものは適正な処分を確保するという県、市町村、県民及び事業者など全てのステークホルダー（利害関係者）のパートナーシップ（協力関係）による「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を基本理念としています。

第10次埼玉県廃棄物処理基本計画については、現在策定中となっています。

埼玉県の令和7年度数値目標を表1-3に示します。

表1-3 埼玉県の目標値

項 目	目 標
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (一般廃棄物)	440g/人・日(目標年度:令和7年度)
1人1日当たりの最終処分量 (一般廃棄物)	28g/人・日(目標年度:令和7年度)
再生利用率(一般廃棄物)	33.6%(目標年度:令和7年度)
年間の最終処分量(産業廃棄物)	15万トン(目標年度:令和7年度)
年間の食品ロスの量(食品ロス)	24万トン(目標年度:令和7年度)

出典) 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

3 一般廃棄物（生活排水）を取り巻く国及び県の動向

(1) 第6次社会資本整備重点計画

国は、令和8年1月に計画期間を令和7年度から12年度までとする第6次社会資本整備重点計画を閣議決定しました。

同計画では、国が直面する先送りできない社会課題に真正面から向き合い、時代の要請に応えつつ、危機を好機に変え、未来を切り拓くインフラ政策を構築することにより「活力のある持続可能な地域社会の形成」、「強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会」、「インフラ分野が先導するグリーン社会の実現」、「戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化」の4つの重点目標を設定しています。また、将来を見定めながら次の時代にふさわしい社会資本整備の「羅針盤」として、実現に向けた進路を中長期的な方向性として示すものとしています。

(2) 埼玉県生活排水処理構想

埼玉県では、令和3年3月に、「埼玉県生活排水処理施設整備構想（中間見直し）」を策定し、汚水処理施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少に伴う使用料収入の低下、職員数減少による執行体制の脆弱化などを背景に、汚水処理施設の広域化・共同化を構想の一部に位置付け、計画的な修繕や更新、し尿処理施設と下水道等他施設との連携の取組など、より効率的な事業運営を目指しています。

なお、県全体の生活排水処理率の令和6年度実績は94.3%に達しており、同計画における生活排水処理率の目標は、令和7年度で100%としています。

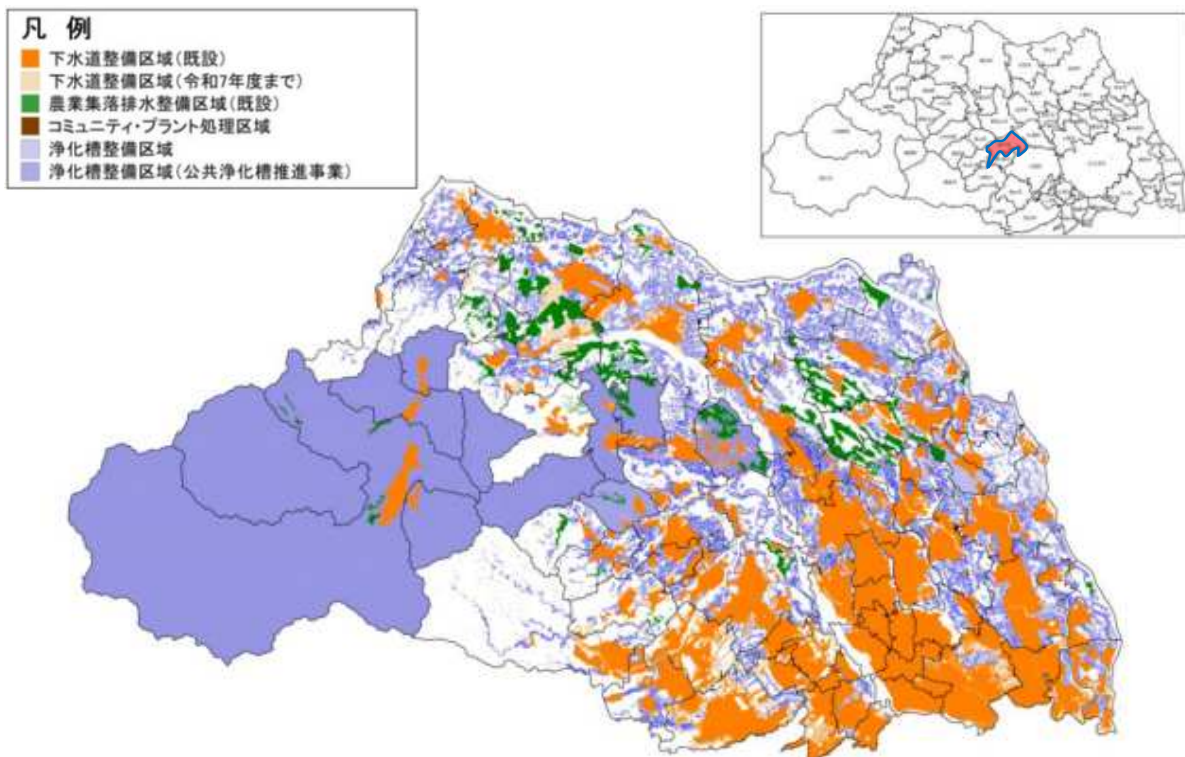


図1-5 埼玉県生活排水処理施設構想図[県内全域図]（令和7年度）

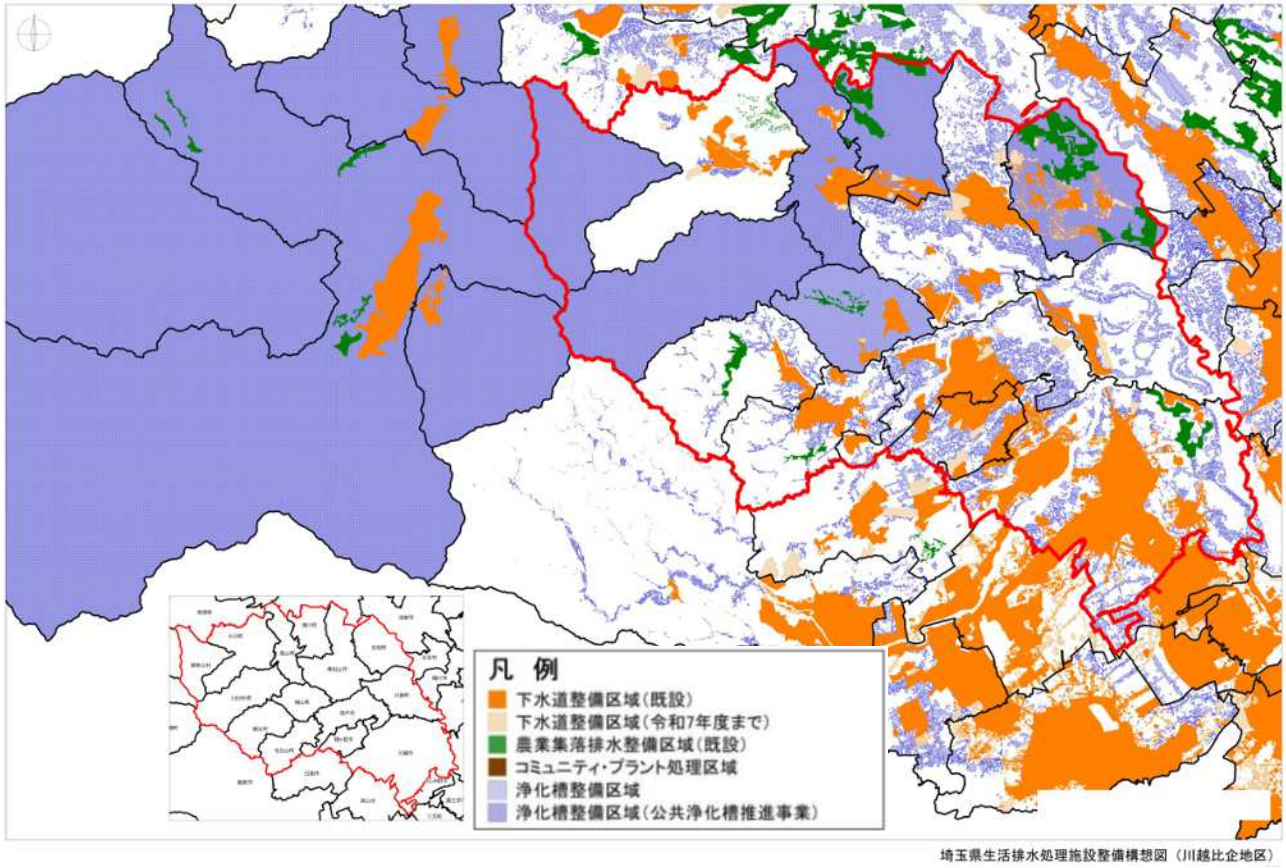


図1-6 埼玉県生活排水処理施設構想図[川越比企地区] (令和7年度)

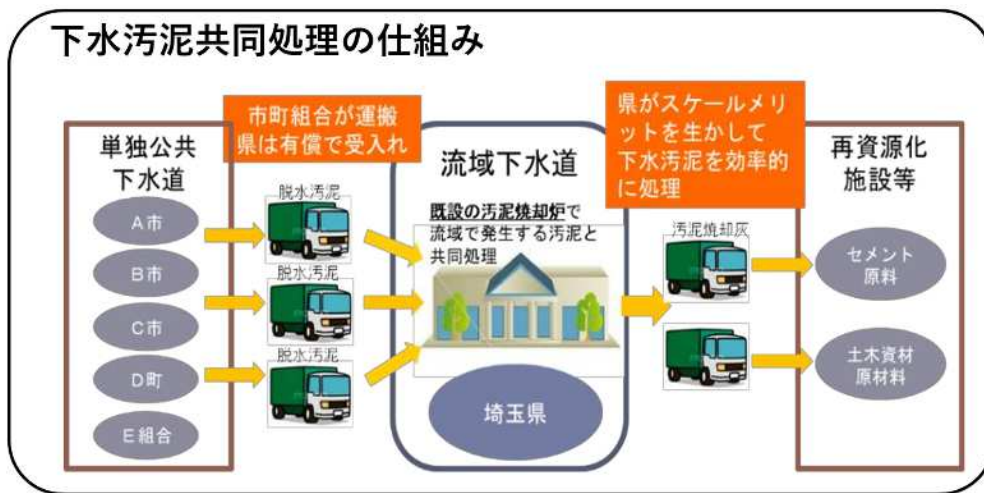


図1-7 下水污泥共同処理の仕組み(本県のスキーム)

出典) 埼玉県生活排水処理施設整備構想(令和2年度)